

第7回 ため池保全県民運動の集い 質問と回答

番号	質問形式	質問者所属	質問	回答	回答者
1	会場読み上げ	大学生	ため池での事故が5～9月にかけて多いということですが、ため池の水位などと関係はあるのでしょうか。	特に5月頃は田植えに備えてため池の水位が高い状況になっている。また、一般の方も暖かくなって活動的になり、ため池に近づく機会が多くなることも関係していると考えられる。	中司氏
2	会場読み上げ		ため池管理者に対して水難事故防止に関する文書通知や対策事例集の配布を行っても、ため池に近づく人はいる(侵入者は減らない)。また、第三者ではなくため池管理者自らがため池管理作業従事中に事故に遭うケースもある。水難事故を防止するため国として他に何か考えている対策はあるか。	ため池の状況によって採用する方法は異なるが、警告看板の設置による危険性の周知に取り組む、必要に応じて侵入防止フェンスで物理的に入れないようにすることも対策のひとつと考える。 そのほか、今回いくつかの事例を紹介しているように、普及啓発として各方面と連携し、繰り返し周知していくことが重要と考える。	中司氏
3	会場読み上げ		本日お話いただいた内容を別途個別(地域)で講演依頼することは可能か(どれくらいの規模であれば依頼を引き受けていただけるか)。	お役に立てることがあれば小規模なグループ活動であっても大きな大会でも可能です。これまでの事例では、大小研修会や実演会、講習会の他に、水難学会会長の斎藤秀俊氏が講師を務める研修用ビデオ(3巻セット:農業水利事故の傾向と対策、ため池編、用水路編;水難総合研究所発刊)を都道府県単位で購入いただき、そのビデオ教材を都道府県内の関係団体に配布して視聴いただく自主研修会や、配布されたビデオを視聴しながら研修会場でより詳細な解説を加える対面研修を行っています。	木村氏
4	会場読み上げ		水難学会の衝撃的な動画が全国的に広まった。ため池の危険性を伝えるのは良いが、全てのため池が表面シート構造ではない(兵庫県の場合、そのようなため池はほとんど無い)。誤解を生むような啓発とならないよう配慮をお願いする。	承知している。遮水シートではなくコンクリートでも、コケが生えるなどで滑りやすくなるのは事実。水難学会の研究動画は、上がれないことが原因で大切な命が失われているということを啓発するためのものである。兵庫県で遮水シートが使われていないというのはいいことだと思っている。 なお、遮水シートかコンクリートかは、「滑り落ちやすさ」の違いを議論するものであり、上陸できるかどうかではない。コンクリートに藻や苔が生えたと摩擦力がなくなり、上陸は困難となる。いずれにしても、水難学会が行っている啓発は、怖さを伝えることではなく、「浮いて救助を待つ」ことを目的としている。この部分をしっかりと周知するように配慮したい。	木村氏
5	会場読み上げ	ため池管理者	ため池の管理団体に賠償責任が問われた場合、団体構成員個人も無限に責任を負うこととなるか？	具体的な事情で個人の関与があった場合に責任を問われることがないとは言えないが、必ずしも団体構成員が無限に責任を負うことにはならないと思われる。	乗鞍氏
6	会場読み上げ	自治体職員	土地の所有者名義が地方公共団体であって、ため池の利用及び管理が地元水利組合である場合、賠償責任を負うのはいずれでしょうか。	個々の事情によるため、所有者が責任を負うことが一切ないと断言はできないが、基本的には管理者が責任を負うことになると思われる。	乗鞍氏
7	チャット (読み上げなし)	地域住民	中司課長補佐の資料6ページ愛知県の事例(防災タイプの張ブロックについて)転落した際に登りやすい構造、とのことですが、動転した転落者が、水中で手がかりや足がかりを得るには配置が疎であるように思います。防災タイプを全面に配置する必要があるのではないのでしょうか？木村先生の動画であったように消防隊員でも這い上がれない動画を参考に考えてみました。	(中司氏) 愛知県では、施工事例等を参考に防災タイプの張ブロックを配置しており、今回頂いた御意見や他のため池水難事故の原因等を踏まえて、より適切な配置になるよう今後も検討を進めると聞いています。 (木村氏) ・全面設置には予算との兼ね合いの問題がある ・転落してからの手がかり、足がかりとしては有効である。ただ、この突起によって「滑り台のように滑り落ちない」ため、転落時に段に頭をぶつける可能性があり、水の中で意識を消失すると致命的である。その一方で、段で転落が止まる可能性もある。いずれにしても、これらのことを念頭に置いて設置方法を検討する必要がある。	中司氏 木村氏

番号	質問形式	質問者所属	質問	回答	回答者
8	チャット (読み上げなし)		個人所有管理のため池への立ち入りは「不法侵入」という扱いになるでしょうか。	「不法侵入」という語の意味にもよりますが、個人所有管理の(立ち入りが禁止されている)ため池への立ち入りは、民事上の不法行為にもなり得ますし、刑事上も、例えば軽犯罪法違反等の犯罪行為になり得るものです。 ただ、ため池の事故が起こった場合、被害者の立ち入りがそのような違法行為であるからといって、必ずしもため池管理者が責任を問われないことには限りません。 特に、事故に遭ったのが子どもである場合は、「立入禁止」の表示が行われている場合であっても、それだけでは「瑕疵はない」と認められる可能性は低いと考えられます。 一方、事故に遭ったのが成人である場合には、「成人である者が立入禁止場所に立ち入るのは通常の用法ではなく、事故が起こったとしても瑕疵はない」等の判断がなされることが考えられます(今回の講演のレジュメ3頁参照)が、具体的事情によっては、成人であっても、瑕疵があると判断される可能性が絶対にはないと思われません。 ただし、立入禁止場所への立ち入りにより発生した事故については、被害者側にも過失があるとして、一定の過失相殺がなされ、これにより損害賠償額が減額される可能性が高いといえます。つまり、被害者が判断能力を備えている場合には被害者自身の過失が問われ得ることになり、被害者が判断能力のない幼い子供である場合にはその親などの監督者の過失が問われ得ることになります	乗鞍氏
9	チャット (読み上げなし)	ため池管理者	ため池管理者から見れば、ため池に入ってきて溺れた人は不法侵入者であり、この人物に賠償金を支払うのは「盗人に追い銭」ではないか。他人の管理地に侵入することは違法であると啓発すべきではないか。	侵入を規制する場合は、侵入(立入)を禁止していることを看板等で啓発することが大切であると考えます。一方、ため池を地域の財産として誰でも利用できるように、親水護岸など利活用施設を整備しているため池もあり、ため池の危険性も認識しつつ、ため池とうまく付き合うことが大切です。 水難事故防止を考える契機としていただくため、本フォーラムを開催しました。	県
10	チャット (読み上げなし)	同上	損害が発生して管理責任が発生しているが、管理の瑕疵は損害発生前からあったものであり、本気でやるなら全てのため池の管理状況を確認してください。その改善費用が多額であれば、いつでも農業なんかやめます。	ため池管理保全法によりため池の管理者等には適切な管理が義務付けられている。 国および地方公共団体は、相互に連携を図りながら適切な管理と保全に関する施策を講ずるように努めるものとしてされている。 なお、特定ため池の場合は5年に1回の定期点検時において、老朽化等により危険なため池はため池保全サポートセンターが2~3年に1回の巡回点検において安全施設の状況も点検を行っている。	県
11	チャット (読み上げなし)	自治体職員	安全対策工について、国で事例集は作成されておりますが、指針まで作成される予定はありますでしょうか。	指針を作成する予定はないが、安全対策の事例は引き続き収集して提供していく。	中司氏
12	チャット (読み上げなし)	自治体職員	釣り人が注意喚起看板を無視して侵入し事故が起きた場合、また、子ども連れだった場合は責任の所在はどうなるのでしょうか	(1)問:「釣り人が注意喚起看板を無視して侵入し事故が起きた場合、どうなるのでしょうか。」 当方見解:「成人である釣り人」についての御質問であると解します。 見解としては、質問番号8で述べたとおりです。 (2)問:「また、子ども連れだった場合は責任の所在はどうなるのでしょうか。」 当方見解:「成人である釣り人が子どもを連れて侵入し、子どもに事故が起こった場合」についての御質問であると解します。 この場合については、質問番号8の派生的問題であるといえます。 すなわち、「成人である者が(子どもを連れて)立入禁止場所に立ち入るのは通常の用法ではなく、事故が起こったとしても瑕疵はない」等の判断がなされることが考えられます(今回の講演のレジュメ3頁参照)が、具体的事情によっては、瑕疵があるとされる可能性が絶対にはないと思われません。ただし、仮に瑕疵があるとされたとしても、被害者側(監督者)にも過失があるとして過失相殺がなされる可能性が高いといえます。	乗鞍氏
13	チャット (読み上げなし)	自治体職員	看板に関係者以外立ち入り禁止と表現しても有効でしょうか	「有効」という語の意味によりますが、「立入禁止のため池について、看板にそのように表示しておけば、瑕疵はないということになるのか」という意味であれば、それに対する当方見解としては質問番号8のとおりです。	乗鞍氏
14	後日質問	自治体職員	・ため池管理者との協議の中で、管理者責任や賠償について聞かれることがあるのですが、この度のセミナー資料を基に、過去の事例や考え方について、ため池管理者等に説明してもよろしいものでしょうか？ ・管理者や市町職員に対して研修会に今回の資料を配付しても良いか。	県のホームページに掲載している講演資料は配付可能です。 【木村様より補足】 今後木村様への質問や相談があれば直接下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。 ・TEL1: 0771-72-1181 (明治国際医療大学 保健医療学部 救急救命学科 木村 隆彦 教授あて) ・TEL2: 090-9697-2279 水難学会/水難総合研究所 木村隆彦 ・Mail: kimutaka@gray.plala.or.jp 【乗鞍様より補足】 今回の講演をお聞きいただくことを前提とした資料であり、積極的な配布は推奨しておりません。講演を離れて使用された場合に何らかの危険性があることはご理解いただいたうえでご使用ください。	県 (各発表者)

番号	質問形式	質問者所属	質問	回答	回答者
15	後日質問	同上	<p>責任を負う者についての説明に関連する質問ですが、現在、管理者がいないため池について</p> <p>①土地の所有者が「市」で、管理者は「不在」(水利関係者がいなくなったため池)の場合。 ②土地の所有者が「〇〇組」(昔の水利組合で現在は消滅している)管理者は「不在」の場合。 ③土地の所有者が「不明」で、管理者も「不在」の場合。</p> <p>上記の①②③について、ため池で事故が起こった場合、責任を負う者が誰になるのか。</p>	<p>①の場合 一部難しい問題を含むところですが、以下のように解するのが相当かと思えます。 まず、当該ため池が「公の営造物」(国家賠償法2条1項)であると認められない場合は、民法717条1項が適用され得ることになります。そして、管理者は「不在」ということですので、民法717条1項にいう「占有者」が所有者とは別に存在するわけではない、ということであると思えますから、そうであるとすれば、同項により所有者(市)が責任を負うことになるかと解されます。次に、当該ため池が「公の営造物」(国家賠償法2条1項)と認められる場合ですが、この「公の営造物」については、「公の営造物」たりうるには、当該有体物が、国又は公共団体によって「直接に公の目的に供される」ことが必要となるが、そのためにはその前提として、国又は公共団体によって「設置又は管理されている」ことが前提となる。」(宇賀克也・小幡純子編著『条解 国家賠償法』(弘文堂、平成31年)460頁)等とされているところですので、つまり、当該ため池が「公の営造物」と認められる場合というのは、当該ため池が国又は公共団体によって「設置又は管理されている」と認められる場合だということになり、とすると、(国又は他の公共団体が当該ため池を設置又は管理しているといった場合でない限りは、)土地の所有者である市が当該ため池を設置又は管理していると認められる場合であると思われまます。そうであれば、市が国家賠償法2条1項により責任を負うことになるかと解されます。 以上のとおり、当該ため池が「公の営造物」と認められる場合でもそうでなくても、市が責任を負うことになるものと解される場所です。</p> <p>②の場合 ご質問は「水利組合」が「消滅」した事例だということですが、その後の財産の扱い(誰が所有又は占有することになるのか等)については、当該「水利組合」の性質、当該「消滅」の事由やその際の経緯、あるいは当該地方の慣習等によると考えられ、一概に論じることは困難です。何らかの理由により現在当該ため池を所有(又は占有)する者がいるということになるのであればその者が各法の規定に従い責任を負うことになり得る、という程度の回答にならざるを得ないかと思えます。</p> <p>③の場合 所有者が「不明」ということですが、結局のところは、古い図面等を手掛かりにして所有者が誰であるか等を調査することになり、所有(又は占有)する者がいるということになるのであればその者が各法の規定に従い責任を負うことになり得る、という程度の回答にならざるを得ないかと思えます。なお、そのように調査しても所有者が誰であるかを確定できない(占有者・管理者もいない)、という場合は、事実上責任追及を行うことは不可能だということにならざるを得ないかと思われまます。</p>	乗鞍氏
16	後日質問	同上	<p>兵庫県のホームページから閲覧できる「ため池の所有者について」に明記されている、「① ため池の管理者=ため池の設置者=ため池の所有者」について、ため池を、土地と分離した取り扱いをすることについて、法的、社会通念上、一般的(間違いではない)のか教えていただきたい。 【参考】https://web.pref.hyogo.lg.jp/awk10/documents/tameikenoshoyuushanituite.pdf</p>	<p>左記は、兵庫県におけるため池管理者届に記入する所有者の考え方を示したものであり、ため池の所有者の考え方は、その地域の慣例等により異なるものと考えます。</p>	県